

周産期医療体制の早期充実を求める意見書

本格的な少子高齢社会を迎え、その社会的基盤を支える次世代の若者が、安心して子どもを出産し、健やかに育ていける環境整備が喫緊の課題となっている。

その中でもとりわけ、妊産婦や乳幼児が地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられる医療環境の整備や救急医療体制の強化は、重要な施策の一つであり、M F I C U（母体・胎児集中治療室）やN I C U（新生児集中治療管理室）を有する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの早期整備が重要となってくる。

県は、厚生労働省の「周産期医療システム整備指針」や奈良県周産期医療対策ワーキンググループの県立医科大学付属病院の周産期医療センターを拡充し、中核機能を有する総合周産期医療センターとして整備を必要とする提言、また、今年の8月に県内で起きた妊婦の死亡事案を受け、平成20年1月に県立医科大学付属病院に、総合周産期母子医療センターを開設するとし、この12月定例会において、基本設計、実施設計事業費として、1,200万円の補正予算が成立したところでもある。

今後におかれては、生駒市民はもとより、奈良県民が安心して子どもを産み育てられる医療を提供するため、周産期医療ネットワークの強化を始め、周産期医療体制の更なる充実を目指されるとともに、母体搬送のためのドクターカーの導入や府県を越えた広域的搬送ルールの拡充に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

生 駒 市 議 会